

# 第 26 回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和 7 年 10 月 3 日 (金) 午後 1 時から午後 5 時まで

開催場所 長野県庁議会棟 402 号室 (長野市大字南長野字幅下 692-2)

出席者

【委 員】 神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畠委員、依田委員

【事務局】 (情報公開・法務課) 伊豫田課長ほか 5 名

## 1 開会

## 2 会議事項

(神戸会長)

早速ですが、2 会議事項に入ります。

本日の審議の順番について、まず前回審議会にて現物確認を行い、結論が出ていない案件の審議を行った後に、今回用意していただいた案件の現物確認及び審議を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

### (1) 令和 7 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

(神戸会長)

それでは、会議事項(2)「令和 7 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料 1 について説明)

- ◇ 今回の審議は、対象文書は約 26,300 件、現物確認は 227 件。
- ◇ 対象所属は、地域振興局、教育委員会、企業局、本庁（危機管理部等）。
- ◇ 前回保留となっていた「市町村選挙結果報告」文書について、選挙管理委員会に確認を行った。当該文書は、市町村からの選挙結果を記録したものであり、内容は「選挙の記録」という冊子に毎年まとめられている。現時点では県立歴史館への提供はされていないが、令和 3 年度分の残部が確認されており、今後提供予定である。

(神戸会長)

ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

## 【異議なし】

(神戸会長)

それでは、前回審議会の現物確認を行い、審議会の意見を保留としたファイルの審議を行わせていただきます。

前回保留とした288番、市町村選挙結果報告について廃棄適否を委員から御意見をお願いいたします。

(依田委員)

冊子「選挙の記録」が歴史館に提供されるということであれば、その元となるこの文書はいらないのではないかと思っております。ただ、1点、確認させていただきたいのですが、歴史館に提供されるのは、現在、原課で持っている冊子を、令和3年分を含めて、古いものも新しいものも提供されるかどうかということと、提供後に歴史館ではどのような扱いをされるのか、保存される状況とか、将来、廃棄される恐れがあるとか、その辺りを教えていただければと思います。

(事務局)

選挙結果の記録について、選挙管理委員会で持っているものは令和3年度以降のものでございます。ただ、令和3年度のものには、令和2年度の結果も含めて入っているということでしたので、事実上令和2年度以降のものがございます。

それ以前のものについては、歴史館への提供が難しいと聞いております。

また、選挙管理委員会で持っている市町村選挙結果報告の文書ですが、これも令和2年度以前のものは今の段階では保管されていない状況でした。

2点目の県立歴史館への資料提供後の取扱いですけれども、基本的には特定歴史公文書と同様の取り扱いをしております。このため、永年保存の対象としており、保存場所も特定歴史公文書と同じ歴史館内の書庫に保管されています。燻蒸等も行っていると確認しております。

(依田委員)

ありがとうございます。

(神戸会長)

それでは、288番のファイルにつきましては、廃棄適当ということでよろしいでしょうか。

## 【異議なし】

(神戸会長)

続いて、今回用意していただいたファイルの現物確認を行いたいと思います。現物確認の方法についてはこれまでと同様の方法とさせていただきます。本日の現物確認は約 230 件と多数のため、皆様で協力して対応をお願いします。部局ごとに審議を行いますので、教育委員会のファイルから優先的に確認をお願いいたします。午後 3 時まで時間をお取りしますので、教育委員会から優先して、企業局、会計局、地域振興局、危機管理部という順番で現物確認をお願いします。

### 【現物確認】

(神戸会長)

現物確認お疲れ様でした。

審議に移ります。審議の順番ですけれども、最初に知事の意見が廃棄不適当のファイルの審議、次に本日現物確認を行ったファイルの審議、最後にその他知事の意見が廃棄適当とされたファイルの審議としたいと思いますがよろしいでしょうか。

### 【異議なし】

(神戸会長)

それでは、最初に廃棄予定公文書ファイルの知事の意見が廃棄不適当とされた 17 件のファイルについて、審議を行いたいと思います。

廃棄適当としても問題ないなど、知事の意見と異なる御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

(依田委員)

廃棄不適当とされたものの中から、いくつか現物を確認しておりますので、それについて報告申し上げます。

87 番、食と農業農村振興計画で、農業農村支援センターで保存されているものです。このような計画がどこまで移管対象になるかについてですが、当初は計画だから不適当として判断されたものと思われます。しかし、センターから本庁に提出して、本庁で取りまとめているようなものではないかと考え、現物を確認したところ、そのような内容でしたので、これは廃棄適当でよいのではないかと思いました。現物を確認していただければ確かだと思いますので確認をお願いします。

### 【現物確認】

(神戸会長)

それでは、依田委員お願ひいたします。

(依田委員)

87 番については、確認した結果、廃棄不適当ではなくて、廃棄適当でよいと思います。

(神戸会長)

87 番は、廃棄適当ということでお願いいたします。

(依田委員)

次に、102 番です。地域戦略会議、この件名だけ見ると、戦略会議の開催された配布資料や議事録などが綴られていると思い、廃棄不適当にしたと思ったのですけれども、内容を見ると、この会議を開催しますという開催の通知と、この度中止しますという中止の通知だけが綴られていて、実際の会議は開催されていないので、これは廃棄不適当ではなく廃棄適當でよいと思います。

(神戸会長)

依田委員の御意見のとおり、こちらは廃棄適當ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

102 番についても廃棄適當とさせていただきます。

(依田委員)

次に、170 番は、松本農業農村支援センターの名称が審議会というもので、中身を確認したところ、松本の農業農村審議会の開催通知のみが綴られており、議事録や配布資料などは含まれていませんでした。

加えてこの計画を県庁の農政部長へ提出してよいかという文書が綴られているのみで、内容としては廃棄不適當とするほどのものではないと考えられます。ご覧になっていただくとよく分かると思うので確認をお願いいたします。

【現物確認】

(神戸会長)

今、御確認いただきましたので、170 番は廃棄適當ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

170 番につきましては、廃棄適當とさせていただきます。

(依田委員)

不適当については以上です。

(神戸会長)

その他に廃棄不適当の知事意見に関して、御意見ありますでしょうか。

### 【意見なし】

(神戸会長)

先程、御意見のありましたファイルについて、審議会の意見を廃棄適当とさせていただきたいと思います。

他の知事の意見で廃棄不適当とされたものについては、当審議会の意見も廃棄不適当としてよろしいでしょうか。

### 【異議なし】

(神戸会長)

続いて、今回現物確認を行った公文書ファイルについて審議を行います。

確認いただきました公文書ファイルのうち、廃棄不適当と考えるものにつきまして、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

部局単位で行つていいかと思いますので、まずは教育委員会について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。それでは、赤川委員からお願ひします。

(赤川委員)

教育委員会の部分については、私から特にございません。

(神戸会長)

続きまして、伊佐治委員お願ひします。

(伊佐治委員)

私からは、はつきり廃棄不適当というものはないのですが、瀬畠委員とも議論をした44番の現地調査、そして47番が環境文教委員会の現地調査です。いずれも県議会議員の常任委員会単位での現地調査の資料ということになっております。

県の議員が、現地調査として県内の様々な施設、県の施設だけではなくて、市町村の施設も含まれると思うのですけれども、調査に当たっては、事前に資料の取り寄せや調整が行われており、現地調査時の質疑応答についても、担当課によって丁寧に記録され、きちんと整理されていました。

通常の定例会や委員会等での議事録は議会として残されていると思いますが、お

そらくこの現地調査に係る県議会議員の意見や質問は、議事録として残らないのではないかと思います。県議会議員の活動記録として重要であり、残すべきなのかどうなのかということについて議論になりました。瀬畠委員から、補足がありましたらお願ひします。

(瀬畠委員)

補足として、教育委員会から外れてしまうのですけれども、200番の資料が、長野地域振興局の農村支援センターの資料となっています。当時は農政課の資料で、これも県議会議員の現地調査に関する記録です。内容が非常に分厚く、夏の議会の閉会中に実施された調査に関するものですので、一緒に確認していただければと思います。

似たものとして、99番と104番の諒訪地域振興局の行政連絡協議会に関するものと県議会議員との意見交換会に関する資料です。内容はほぼ同じで、年度と保存期間が異なるものなのですが、これらは地域選出の県議との意見交換を記録したもので、視察とは少し異なる大きな意見交換会だと思います。比較のためにも確認していただければと思います。

(赤川委員)

関連で201番の行政懇談会というのも県議会の議員との懇談会資料のみで議論の記録など残っていないのですけれども、併せて見ていただければと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

伊佐治委員、お願ひします。

(伊佐治委員)

44番と47番の県議会の常任委員会による現地視察現地調査の記録は皆様に確認していただきましたけれども、これは、たまたま教育事務所が所管をしているので同じような書式で議事録が残っていました。他の施設については、その全てが残っているとは限らないので、これを残すということになると、逆に現場の方でそういうものを全部残さなくてはいけないというような事務の縛りが出てくるという可能性もありますので、これについては廃棄適当ということで、判断をいたしました。教育委員会関係は以上です。

(神戸会長)

瀬畠委員、まとめをお願いします

(瀬畠委員)

残りの 99 番、104 番と赤川委員から御意見のありました 201 番に関して、これは県議が地元の地域振興局で様々な意見交換をしているのですが、地元の議員とその地域の全体の問題に関して意見交換をしており、その記録が残っています。これについてはおそらく行政への影響や、議会への影響も含めて、かなり大きなものがあるだろうと思いますので、99 番、104 番、201 番は廃棄不適当とします。併せて、地域振興局によって公文書のファイル名が統一されておらず、同様の文書が他の地域振興局にも存在する可能性が高いと推測されます。それについては少しお調べいただきたいところです。

(神戸会長)

他の文書について事務局でお調べいただくようお願いします。

続きまして、私から 2 点あります。一つ目は、3 番の教育委員会会議というファイルです。これは市町村の教育委員会と県教委の懇談会で、毎年定期的にテーマを決めて行われているものです。依田委員にも見ていただいたのですが、令和 3 年度のもので、コロナ禍における学校運営に関する課題と工夫をテーマに、地域ごとに日を分けて議論が行われておりました。議論の中では、教職員の業務負担の状況や、児童生徒のストレスの増加などについて、様々な視点から意見が交わされました。これはコロナ関係ということで残したいと思いますが、反対の御意見はありますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

3 番は廃棄不適当とさせていただきます。

二つ目は、24 番いじめ問題対策連絡協議会に関するもので、議事録が含まれておりました。条例に基づく連絡協議会ということで、ホームページを調べたところ、いじめ防止対策推進法に基づいて設置されていることが記載されておりました。ホームページ上で議事録の古いものまで掲載されておりますが、その後、この議事録が全部保管されていくのかが分からなく、ファイル自体がどうなるのか、議事録は別途、保管されていくのであれば問題ないかと思いますが、皆様で現物確認をお願いできますか。

【現物確認】

(神戸会長)

24 番は個別の事案の議事録ではなくて、教育委員会全体としてのいじめの対策をどのようにしていくかという議論になっていること、条例に基づいて設置されている協議会というのは、あまり見ないところもあり、やはり残していく意味があるのでないかなということですので、これは廃棄不適当とさせていただきたいと思

います。

私は教育委員会関係について以上です。

続きまして、瀬畠委員お願いします。

(瀬畠委員)

教育委員会に関しては 1 点だけ、62 番の稻荷山養護学校の設計図書というものですけれども、建物の設計図でありまして、まだ現存する建物だということなので、大体こういうものは不適当にしてきたと思います。事務局から所管課に問い合わせたところ、所管課でも残すべき文書かもという話だったようなので、これは不適当ということでよいかと思います。

(神戸会長)

62 番についてはよろしいですか。

(依田委員)

私も現物確認をしてみたのですけれども、結構大きな図面で 20 年ぐらい前のものでした。青焼きのような形式で載っていたので、廃棄不適当でよいと思うのですけれども、図面は 2 点あり、1 点は体育館棟の建築工事に関するもので、もう 1 点は体育館棟の設備工事に関する図面でした。建物の図面については、当然、廃棄不適当でよいと思いますが、設備工事の図面についてはどうするか、私も悩んではいたところです。これまで、建物だけでなく、設備工事関連の図面も移管になっていたか分からぬのですけれども、その辺りは何か分かりますか。

(事務局)

これまで設備工事まで移管としていたかは確認させていただければと思いますが、今回はファイル上、一つのものとなっていたと思います。図面が 2 つに分かれていたとしても、移管となる文書が一つの公文書ファイルに含まれているのであれば、全体として移管ということになると考えます。

(神戸会長)

一体として廃棄不適当ということでおよろしいでしょうか。

【意見なし】

(事務局)

設備工事まで移管としていたかについて御質問いただきましたので、過去の議事録を見て、もし含むようでしたら、今後、公文書審議会の判断基準等の資料にそういった記載をさせていただきたいと思います。

(神戸会長)

設備工事の図面については御確認をお願いします。

続きまして、依田委員、お願ひします。

(依田委員)

4番の教育行政の概要というものです。この教育行政の概要というのは印刷物として作成され、歴史館に入ることになっているはずですので、それだけであれば、廃棄でよいと思いました。ただ、それ以外に、教育事務所長や館長など様々な方が出席した会議において、この教育行政の概要という資料を使用して会議を行っています。また、その会議では、この概要に収まりきらない様々な議題が設定され、報告なども行われているようです。その点が気になるので、現物を確認したいと思ったところです。

もう3点あります。

15番、採用試験問題ということで、中身を確認したところ、試験問題だけが綴られていました。教育委員会に問い合わせたところ、教育委員会で作成した問題であるとのことでした。おそらく、当時の決裁文書などはすでに残っておらず、試験問題のみが保存されているものと判断しました。したがって、廃棄不適当でよいと考えますが、こちらも現物を確認していただきたいと思います。

次に16番、請願・陳情です。陳情はよいのですが、請願文書が添付されており、請願がどこまで移管対象になるかという点が気になっています。これまででは廃棄扱いとしてきたように記憶していますが、国の基準が変更され、国会の採択を経て内閣に送付された請願については、移管対象とするようになりました。

今回、現物を確認していただいたうえで、長野県としてどのように対応するかを検討していきたいと考えております。

もう1点、26番の不登校に関する資料です。この資料には、知事レクの資料などが含まれており、知事が参加した県政ランチミーティングの資料もありました。知事レクが含まれている場合は、移管にした方がよいのではないかという意見もありますので、その点も含めて確認していただきたいと思います。

以上、4点について確認をお願いいたします。

### 【現物確認】

(神戸会長)

依田委員、4点について、まとめをお願いします。

(依田委員)

4番の教育行政の概要は廃棄適当ということで結構です。

15番の試験問題については、試験問題のみが残されており、教育委員会で作成されたものと確認できました。決裁文書などは残っていないものの、県が作成した試

験問題であることから、廃棄不適当としてお願ひしたいと思います。

16 番の請願陳情については、廃棄適当で問題ありません。

26 番の不登校対策検討委員会、これについては知事レクや知事が参加した県政ランチミーティングの資料が含まれており、これは廃棄不適当でお願いしたいと思います。

次に、もう一点ありますて、60 番についてですが、現在確認している途中ですが分かったことがあります。名称は、学校保健というもののなのですけれども、ファイルの中身を見ると、内容はコロナ関連になっているようです。私自身もまだ現物を十分に把握できていないのですが、現物を見ていてだけないでしょうか。

### 【現物確認】

(神戸会長)

60 番について、依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

60 番については、受け取った資料だけであれば廃棄で問題ないのですけれども、学校側が作成したものがいくつか入っていたので、これについては廃棄不適当でお願いしたいと思います。

(神戸会長)

60 番については、廃棄不適当とさせていただきます。

教育委員会分につきまして、その他に廃棄不適当の御意見はございますか。

### 【意見なし】

(神戸会長)

それでは教育委員会の現物確認ファイルについては、これまで廃棄不適当の意見がなかったものについては、廃棄適当ということで審議会の意見としてよろしいでしょうか。

### 【異議なし】

(神戸委員)

続いて、企業局、会計局です。それでは、順番にお願いします。

(赤川委員)

企業局、会計局については、私からは特にございません。

(神戸会長)

それでは、伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

私もありません。

(神戸会長)

私からも、企業局、会計局については、特に意見ございません。

瀬畠委員お願いします。

(瀬畠委員)

71番、72番ですけれども、まず71番は、受注希望型入札に係る低入札調査委員会要領に関する改正などが含まれているもので、明らかに金額が極端に低い入札を行う業者への対策に関するものが記載されています。これがどのように変更されてきたかという変遷の過程がよく分かる資料が含まれていました。

次に72番は、談合情報の対応要領に関するもので、こちらも談合に関する対応要領がどのように変わってきたかという、マニュアルの変遷を追える内容となっていました。

伊佐治委員ともいろいろとお話をしたのですが、これらは当時の社会経済状況や社会問題化していく事象に対して、県がどのように対応してきたか、また国の制度変更にどう対応してきたかという点が見える資料であり、県が変われば市町村も変えなければならないというような、制度的な連動性もある重要な記録です。

また、県民からの関心もそれなりにあるだろうと考えられることから、この2点については廃棄不適当でよいのではないかと、伊佐治委員とお話をしました。以上です。

(神戸会長)

ただいまの御意見について、反対の御意見など、特にございませんでしょうか。

### 【意見なし】

(神戸会長)

71番、72番については審議会の意見について廃棄不適当とさせていただきます。依田委員、企業局、会計局でございますでしょうか。

(依田委員)

私からは特にありません。

(神戸会長)

地域振興局に入らせていただきます。

赤川委員いかがでしょうか。

(赤川委員)

いくつかありまして、皆様で御確認をお願いしたいと思います。

91番について、大体の部分は廃棄してもよいのではないかと思うのですが、移動知事室に係る部分がありまして、それをどうするか、全員で御確認いただければと思います。次に、129番、151番について、これらはコロナ関連なのですが、コロナ関連のうちどこまで残せばよいのか、自分の中でもよく分からぬところがありましたので、全員で御確認いただければと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

赤川委員、まとめをお願いします。

(赤川委員)

91番については、移動知事室は別ファイルが存在するのではないかということで、これについてはまだ調べていただいている最中ですので、今回はペンドィングとさせていただきたいということと、129番の広域連合会議、151番の町村会議は、県が主体ではないことなので、廃棄適当ということで、まとまったところです。

(神戸会長)

91番は確認中ということで、129番、151番は廃棄適当とさせていただきます。伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

109番の諏訪湖浄化対策連絡協議会という資料になります。

諏訪湖の浄化に対して、関係団体が協議会を設け、様々な対策事業に取り組んでいます。協議会には、地元の行政機関や各種団体が参加しており、地域全体で連携しながら活動が進められています。

これらの取組は、諏訪湖創生ビジョンというものがあります。こういう計画に沿って皆様取り組んでいます。この創生ビジョンのところは、各自治体の取組を取りまとめたもので、廃棄でよいと思うのですが、そういったことをもとに、協議会を開いて、様々なことを議論している議事録がありますので、これは地域や自然環境等の状況が分かる資料ということで廃棄不適当がよろしいのではないかと思います。

(神戸会長)

109 番について、御意見いただきましたが、反対の御意見ございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

109 番については、廃棄不適当とさせていただきます。

(伊佐治委員)

112 番、霧ヶ峰自然環境保全協議会です。これも行政機関、自治体や地権者、自然保護団体、有識者など 57 団体で構成する協議会です。こちらも同じく様々な対策に関する話し合いの議事録が結構残っており、例えば、霧ヶ峰にドローンを飛ばすのは危ないので、一定の規制を設けるべきかどうかなど、かなり白熱した議論をした記録がありました。これは地域の自然環境を巡る歴史が分かる資料ということで、廃棄不適当がふさわしいのではないかと思います。

(神戸会長)

112 番について御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

議事録も残っているということですので、112 番については廃棄不適当とさせていただきます。

(伊佐治委員)

167 番の松本地域振興局の豚コレラに関する資料です。

当時、県内で豚コレラがイノシシに感染拡大して、特に松本、木曽地域などで被害が拡大したと記憶していますけれども、このとき拡大した際の対応記録です。

これについては地域の状況や地域の歴史が分かる資料ということで、廃棄不適当でよろしいのではないかと思います。

(神戸会長)

167 番について委員の皆様、何か御意見ございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、167 番については廃棄不適当とさせていただきます。

(伊佐治委員)

195 番は、長野地域振興局に関する資料です。

内容は、規約変更許可に関するもので、薄い冊子ではありますが、千曲衛生施設組合という一部事務組合の構成団体の変更に伴い、規約を変更するための申請と、県知事の許可を受けた決裁文書が含まれています。

一部事務組合の規約を変更する際には、県知事の許可が必要とされていることから、これは残すべきではないかと思います。以上です。

(神戸会長)

195 番について、委員の皆様御意見ござりますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

195 番については、廃棄不適当ということで審議会の意見とさせていただきます。

続きまして、私は地域振興局については、特に意見はございません。

瀬畠委員お願いします。

(瀬畠委員)

80 番は、環境廃棄物対策に関する佐久地域振興局の資料で、不適正処理事案に関するものです。

これは御代田町で発生した事案で、廃棄物を不適切な場所に投棄していた業者に関する記録となっています。事案自体はすでに終了しているとのことです、地元の住民が環境を守るためにボランティアで、産業廃棄物を片付ける作業を継続的に行っていた経緯が記録されています。その活動には限界があり、予算の必要性が生じたことから、予算を要求していく経緯が記録されている資料でした。この資料は、地域住民の関与が大きく、地元の歴史をたどる上でも意義のある内容を含んでいると考えられます。事案の処理は完了していますが、経緯そのものに価値があるため、廃棄不適当でよいのではないかと思います。

(神戸会長)

80 番について、委員の皆様何か御意見ござますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

地域の実情や歴史の経過を残すものとして、廃棄不適当とさせていただきます。引き続き瀬畠委員、お願いたします。

(瀬畠委員)

次は 97 番、上田地域振興局の就業促進・働き方改革戦略会議の資料です。簿冊は 3 冊あり、雑多なものがかなり交ざっていて、全てを残す必要はないと理解をしているのですけれども、就業促進・働き方改革戦略会議というのは恐らく 2018 年から設置されたもので、県レベルの会議と、地域振興局レベルのものの両方が設置されるということになって作られて、この資料自体は上田地域の改革戦略会議の資料ということなので、上田の部分に関しては、重要な県の施策であろうと考えています。これについては残すべきだと考えています。ただ、実は県レベルの資料も一緒に交ざってしまって、その部分は本庁側がきちんと残ればよいだろうと本来は考えているので、その部分は取り除いてよいのではないかと思います。最後の部分の県レベルの話の文書には、コロナ対策の話が入っているので、本庁側の資料はきちんと丁寧に見た方がよいと思います。上田地域振興局レベルでも、改革戦略会議そのものの資料には意義があるだろうと考えていますので、廃棄不適当と考えてよいと思います。

(神戸会長)

97 番について御意見をいただきましたが、他に御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

反対の御意見ないようですので、97 番については廃棄不適当とさせていただきます。

(瀬畠委員)

101 番、地域振興会議です。依田委員といろいろとお話をしたのですけれども、この地域振興会議は、地域振興局の課長と保健福祉事務所長と建設事務所長が、県の地域振興をどういうふうに進めていくかについて話す会議です。平成 29 年から地域振興会議設置要綱に基づいて、地域横断的な内容の調整を行っている会議だという理解かなと思っています。これについては内部の課長会議と言わればそういう言い方もできるので迷ったのですけれども、内容的には設置要綱も存在している会議であるということもあるので、廃棄不適当にしようかと思うのですが、ただこれを不適当とすると、恐らく他の地域振興局でも実施していると思いますので、そちらにも影響があるかと思います。皆様で見ていただいてから最終的な判断をお願いしたいと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

では、瀬畠委員、101番のまとめをお願いします。

(瀬畠委員)

全員で確認をしていただいて、恐らく昨年までは廃棄されてしまっているのではないかと思いますが、地域横断的な課題について取り組んでいるというものであり、今回は発見したので今年からは不適当にしたいと思います。ただ、恐らく他の地域振興局でも同じようなものもあるのではないかと思いますので、大変申し訳ありませんが、それも今回のリストの中にあるのではないかと推測されますので、探していただけたとありがたいかなと思います。資料は他の局では違うまとめ方をしている可能性があるので、事務局で、場合によっては現物確認、他の地域振興局の場所も含めて少し探していただけたと、ありがたいと思います。

(神戸会長)

事務局でも大変ですけれども、お願いします。

(瀬畠委員)

165番、産業廃棄物の行政処分の話です。

これは、塩尻の話なのですけれども、想定されているものよりも明らかに超過した産業廃棄物が捨てられていたという問題があったようです。確認をしてもらったところ、まだその廃棄物処理場が使われているということと、実はこのときの問題の会社は、民事再生手続を行っているのですが、手続後にまだ企業が存続しているらしいです。これについては現役の処分場ということなので、廃棄不適当としたいと思います。

(神戸会長)

反対の御意見ございますか。

【意見なし】

(神戸会長)

165番については廃棄不適当とさせていただきます。

(瀬畠委員)

213番、国土強靭化計画の話です。国の国土強靭化計画で地震などに強い道路や、そういうものを作ろうという話が長野県に来たものです。危機管理部消防課が主管で、かなり雑多な資料が交ざっていますが、他に資料がないということなので、各部局の計画を取りまとめている文書でありますし、これしかないということであれば、本当は取りまとめたものが残っていればよいと思いますが、それがどうもなさ

そうですので、これについては廃棄不適当というふうに思います。

(神戸会長)

213 番について御意見いただきましたけれども、危機管理部の部分に入っていただいておりますので、次回もう一度確認させていただきます。213 番は、廃棄不適当とさせていただきます。

地域振興局のところはよろしいですか。

(瀬畠委員)

大丈夫です。次回分まで話してしまい、すみませんでした。

(神戸会長)

依田委員、地域振興局の廃棄不適当の意見ございましたらお願ひします。

(依田委員)

73 番、地域振興局の管内概況というものです。管内概況はその地域における組織の様々な実績が細かく載っているものです。この地域振興局の他に事務所の管内概況というものがあるのですが、今回は地域振興局の管内概況ということです。記憶がないのですけれども、これまでリストにあって、廃棄にしていたのかなと思っているところですが、まずは現物を見ていただきたいと思います。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

73 番について依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

73 番については管内の概況、振興局レベルの管内の概況を詳細に取りまとめたものということなので、廃棄不適当にしていただきたいと思います。

あわせて、この他の振興局管内の概況も作成していると思われるので、その辺りも当たっていただければと思っております。また、この下の事務所レベルのものについては、そこまで移管する必要はないかなと思ったので、局レベルのものだけお願いしたいと思います。

(神戸会長)

73 番は廃棄不適当にさせていただきます。また、地域振興局レベルの概況につきましては残していくということで、それ以外のものは適当とさせていただきたいと思います。

(依田委員)

194 番、行政懇談会です。結構コロナが入っていて、ご覧いただければと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

194 番について依田委員からまとめをお願いします。

(依田委員)

194 番については、先ほどの行政懇談会、他のところの行政懇談会と同じで、コロナの関係や県議との懇談会なども入っているので、廃棄不適当でお願いしたいと思います。

(神戸委員)

194 番については廃棄不適当とさせていただきます。

(依田委員)

192 番は、まだ見切れていないものがありますので、次回に回したいと思います。

(神戸会長)

192 番については、保留ということで、他の委員は地域振興局についてはよろしいでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、企業局、会計局、地域振興局で、依田委員から保留とした案件と確認する必要があるもの以外の廃棄不適当の御意見いただいたものについては、廃棄不適当ということで、ここまで判断させていただいてよろしいでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、地域振興局までの部分については先程のとおりとさせていただきます。地域振興局までの分につきまして、今回、保留となっているファイルと現物確認を行ったファイル以外のもので、廃棄不適当とすべきものはございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

これまで廃棄不適当との御意見がなかったファイルについては廃棄適當とさせていただきます。

それでは、本日の廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取に係る審議は以上とさせていただきます。

結果については事務局で集計をお願いします。

## (2) その他

(神戸会長)

続きまして、(2) その他について事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

- ◇ 審議結果の件数等については、別途御報告をさせていただく。
- ◇ 廃棄不適当部分のもので、廃棄適當となったものについては、以下のとおり。
  - 不適當リスト3番・現物確認リスト87番、食と農業農村支援計画
  - 不適當リスト4番・現物確認リスト102番、地域戦略会議
  - 不適當リスト6番・現物確認リスト170番、審議会
- この3件について、知事意見不適當から適當になったもの。
- ◇ 次回の審議会日程は、10月30日（木）、場所は松本合同庁舎を予定。  
詳細については、後日御連絡させていただく。

(神戸会長)

委員の皆様から他に何かございますか。

## 【意見なし】

(神戸会長)

では、以上で本日の審議は終了させていただきます。

長時間お疲れ様でした。

## 3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和7年12月12日

長野県公文書審議会 会長